

国際司法裁判所の勧告的権限 (二)

— その成立過程と実態 —

牧 田 幸 人

目 次

- I はじめに
- II 裁判所における勧告的意見制度の歴史的背景
 - (一) 国際裁判所と勧告的意見
 - (二) 勧告的意見制度の起源
- III 常設国際司法裁判所の勧告的権限とその成立過程
 - (一) 国際連盟規約第一四条の起草過程
 - (二) 裁判所規程および裁判所規則の起草過程
 - (三) 若干の論点 (以上第六卷第二号)
- IV 常設国際司法裁判所による勧告的権限行使の実態
 - (一) 諮問事件の概要
 - (二) 裁判所による勧告的権限行使の態様
 - 若干の問題点に関する検討 —
- (三) 小 結 (以上本号)

V 国際司法裁判所の勧告的権限とその成立過程

VI 国際司法裁判所による勧告的権限行使の実態

VII 結びにかえて

VI 常設国際司法裁判所による勧告的権限行使の実態

常設国際司法裁判所の勧告的権限に関して基本的に考慮すべきと思われる諸点については、前章において、同裁判所の勧告的権限に関連する諸規定の起草過程を概観し、論議の対象とされた若干の論点に言及しながら検討してきた。右の関連諸規定の起草過程においては、主として、裁判所の勧告的権限もしくは勧告的管轄権についての枠組——国際裁判所の勧告的意見制度——をいかに設定しかつ確立すべきかといった観点から論議され、いわば裁判所の勧告的権限に関する理念とそれに基づく具体的な制度化に伴う諸点に論議の中心点があった。

本章では、右の過程において設定せられた常設国際司法裁判所の勧告的権限もしくは勧告的管轄権に関する制度上の枠組のもとで、常設国際司法裁判所の勧告的権限は具体的な諸事件の処理過程においていかに行使せられたかという観点から、裁判所の実践を顧みて、勧告的権限行使の実態に関するいくつかの点について検討してみたいと思う。

右の観点から考察を進めるに際して、前章において検討しあるいは言及してきた若干の論点との関連で、さしあたり、次のような諸点を検討するうえで主な対象として設定しておきたい。第一に、どのような事件もしくは事項が裁判所に勧告的意見を求めて付託されたか。それはいかなる性質・内容を有するものであったか。第二に、これらの事件の審理に際して、裁判所による勧告的権限行使の態様はどのようなものであったか。とりわけ、裁判所の司法的任務との関連で、または現実の紛争が主題に関係し、あるいは紛争当事国の同意が示されていない場合に、裁判所の勧告的権限はいかに行

使せられたか、といった点について検討したい。これらの諸点については便宜上個別的に検討するが、しかし、常設國際司法裁判所による勧告的権限行使の実態について總括的な把握を試みるに際しては、右の諸点に関する個別的検討に基づき、また、その相互関連性に留意しながら考察することが必要である。以下、若干の具体的な事例を素材として、考察を進めることにする。

(一) 諮問事件の概要

常設國際司法裁判所の実際上の活動期間中(一九二二年から、一九四〇年五月にドイツ軍のオランダ侵入によって、裁判所がその実際上の活動を中断せざるをえなくなるまでの約一八年間)に、裁判所に二八件の種々の主題に関して勧告的意見の要請が行なわれ、これらにたいして裁判所は二七の勧告的意見を与えた。⁽¹⁾ 裁判所にたいする勧告的意見の要請は、右のいずれの場合にも、國際連盟の理事会によって付託され、⁽²⁾ 勧告的意見要請の主題(諮問事項)あるいはそれに関連する具体的な事件は、第一次大戦後の國際社会において生じた政治的・經濟的・社会的諸問題に関連し、あるいはまた、国家間の利害の対立や抗争に起因する國際紛争とか國際的諸問題と密接なかかわりあいを有するものであった。⁽³⁾

裁判所に勧告的意見を求めて付託せられた諮問事項について概観するとき、諮問事項の内容は、一般に、形式的にみれば、國際連盟規約やその他の諸条約・協定などの解釈・適用に伴って生じた問題、あるいは、國際労働機関(ILO)の権限や活動に関連する問題について法的説明を求めるものであり、ある意味では、法律的・司法的手続によって技術的にさほど困難なく処理されうる問題であったともいえよう。

しかしながら、諮問事項もしくは勧告的意見要請の主題がどのような内容や性質を有するものであったかについてみる場合、さらに、次のような視点からも概観することが必要であろう。すなわち、当該の勧告的意見要請の主題に関連する國際紛争あるいは國際的諸問題が生起した背景、当該國際紛争や國際的諸問題の本質的内容、あるいはまた、これらの國

際紛争あるいは国際的諸問題の処理に伴う諮問機関における勧告的意見要請決定過程、勧告的意見要請の動機や背景、と
いったいわば「勧告的意見要請の実質的基盤や背景」をも考慮に入れて考えるべきである。このような視点からみれば、
諮問事項あるいは諮問事件の多くは、第一次大戦の戦後処理問題、換言すれば、第一次大戦後の国際社会における国際的
秩序ないしは国際社会における法的秩序をいかに形成し確立するかという課題にたいする探求の過程において生じた多
様かつ困難な国際的諸問題に起因し、かつ、これらの諸問題に密接に関連するものであったといえよう。実際、諮問事件
の大半は、現実の国際紛争に起因し、第一次大戦の戦後処理の主な舞台であった東欧や中近東などの地域における政治
的・経済的・社会的諸関係を背景にして生じた紛争や国際的諸問題にその本質的な関係を有するものであったことに留意
されよう。ちなみに、ロゼン (S. Rosenne) は、常設国際司法裁判所の活動を顧みて、どのような主題が裁判所によっ
て扱われたかについて、次のように概観している。すなわち、「常設国際司法裁判所の具体的な実務の多くは、ドイツと
ポーランドの間、リトアニアとドイツおよびポーランドの間の緊張状況——それは第二次大戦勃発の誘因となる諸事件の
過程において重要な役割をした——から生じた。また、ヨーロッパにおける一九一九年の講和条約に基づく処理に関連す
るその他の争点、ならびに中東における対トルコ処理に伴って生じた争点が裁判所に付託せられた。連盟理事会は、オー
ストリアとドイツとの間の関税連合提案のような一触即発的な問題を裁判所に勧告的意見を求めて付託することさえいと
わなかった——この問題について、裁判所は、ヒトラーが弾圧的にアンシュルツ (Anschluss) を実現したその約七年
前に、関税連合の違法性を判示した。さらにまた、アフリカ問題が裁判所に提起された——それらはその後の諸事件の前
兆であった」と述べている。右の記述は、裁判所に付託せられた紛争や問題について、争訟事件に関するものについても
言及しながら一般的に概観しており、したがって、必ずしも勧告的意見を求めて付託された事件や主題がいかなるもので
あったかということのみについて示すものではない。しかし、裁判所に勧告的意見を求めて付託された諮問事件や諮問事
項の実質がいかなる国際関係のもとで提起せられ、またいかなる関連性をもつものであったかという視点から把握しよう

と試みるとき、示唆する点は少なくないと思われる。もちろん、諮問事件あるいは勧告的意見要請の主題である諮問事項の内容が具体的にいかなるものであったかという点については、それぞれの具体的な事例について個別的に検討し、論及しなければならぬ。

(一) 連盟理事会では二八件の主題について裁判所の勧告的意見を求めることが決定され、これらはすべて裁判所に付託された。しかし、そのうちの一件 *the Expulsion of the Oecumenical Patriarch* に関する問題については、その後撤回された。その経緯の概略は次の如くである。連盟理事会は、一九二五年四月一日、右の問題に関する理事会の権限について勧告的意見を求める決議を採択したが、この問題は同年六月四日に理事会での議題から削除された。理事会は「もはや裁判所に勧告的意見を求める必要はなくなったと考える」旨を裁判所に通告したので、それによって裁判所の付託事件リストから削除された。Cf. *League of Nations Official Journal*, 1925, P. 576 and P. 637; PCIJ Publications, Series C, No. 9 II, P. 10 and P. 97; Series E, No. 3, P. 184.

なお、連盟理事会によって勧告的意見要請が決定されたが、実際には裁判所に付託されなかった事例として *the Officials of the Governing Commission of the Saar* に関する件がある。この件について、連盟理事会は一九三九年二月一日に裁判所の勧告的意見を求めることを決定したが、裁判所には付託されなかった。Cf. *League of Nations Official Journal*, 1939, P. 502.

(二) 連盟規約第一四条に基づき連盟の総会と理事会は裁判所に勧告的意見を要請しうるとされたが、実際には、総会は一度も勧告的意見の要請をしなかった。この理由についてはよく知りえないが、検討すべき点の一つであるといえよう。勧告的意見要請の主題は、多くの場合、国際紛争や他の国際機関(主としてILO)の権限や活動に関するものであった。だが、紛争当事国やILOは直接裁判所の勧告的意見を求める権限を有しなかったため、連盟理事会による勧告的意見要請は、「他の団体にその起源をもつ勧告的意見要請のための経路」としての役割を単にはたしたにすぎない場合がしばしばであったという一面をもつ。M. O. Hudson, *The Permanent Court of International Justice*, 1934, P. 436.

(3) 諮問事件あるいは諮問事項の性質について、グッドリッチは次のように分類して示す。すなわち、(一)「諸国間の現実の紛争に係る問題」について被告的意見が要請されたもの一七件——このうち、連盟理事会における実際の紛争に係るもの二三件、裁判所に直接付託する権限を有しない国際機関に起源をもつが、理事会を通じて裁判所に付託されたもの四件。(二)「諸国間の現実の紛争に係らない問題」について被告的意見が要請されたもの一〇件——このうち、理事会にその起源をもち、理事会の行政的機能と称されるところのことに関連して生じたもの四件、ILOの組織・管轄権・作用に関する問題について六件、であったとしてる。L. M. Goodrich, *The Nature of the Advisory Opinions of the Permanent Court of International Justice*, A. J. I. L., 1938, Vol. 32, pp. 744—747.

(4) S. Rosenne, *The Law and Practice of the International Court*, 1965, Vol. one, P. 11.

(5) これらの考慮のほか、なほ「国際紛争あるいは国際的諸問題の平和的処理過程における裁判所の被告的機能について検討しようとする場合、常設国際司法裁判所と国際連盟（とくに諮問機関である連盟理事会）との関係について、とりわけその機能的関係についてみることに重要な点の一つである。諮問事件あるいは被告的意見要請の主題の実質は、一般に、国際紛争や国際的諸問題の平和的処理のための連盟（とくに連盟理事会）における審理上の主要な対象であった。したがって、裁判所による被告的権限行使は、いわば「連盟の司法機関」としての立場から、国際紛争や国際的諸問題の連盟による処理過程に重要なかわりあいを含むものであったと捉えることができる。ロゼンは、常設国際司法裁判所と連盟との関係の実質を考慮し、また国際紛争処理における裁判所と連盟との機能的結びつきを強調し、さらに「裁判所と連盟との間の関係の実際上の重要性や真の性格は、連盟理事会が被告的意見を要請した事件の種類と、諸国が直接に裁判のために裁判所に付託した事件の種類とを対比することによって明らかに示される」と述べる。S. Rosenne, *ibid.*, p. 61. なお、キーンは、紛争処理における裁判所と連盟理事会との「協力関係」について、裁判所はその実践において、被告的意見要請に緊急性が伴っている場合にはそれを配慮して回答を迅速に与えるよう努め、また、付託された問題をリドランナしたところの点をあげて説明して居る。K. J. Keith, *The Extent of the Advisory Jurisdiction of the International Court of Justice*, 1971, pp. 144—145.

(二) 裁判所による勧告的権限行使の態様
——若干の問題点に関する検討——

常設国際司法裁判所による勧告的権限行使は、裁判所に勧告的意見を求めて付託せられた具体的な諸事件の審理・処理過程において、実際にどのような態様のものではあったか。

右の点について考えるとき、結論的には、次のような点を考慮して検討することが必要であると思われる。すなわち、常設国際司法裁判所は、その勧告的権限の行使において、具体的な諸事件の審理に際し、司法裁判所としての性質もしくは司法的機能に基づく手続を展開したのであり、このことは、裁判所の審理手続や管轄権に関する面においても、一つの原則的立場として保持された、さらに、右の点のほかに、裁判所による勧告的権限行使あるいはその実態について、当該国際紛争や国際的諸問題の処理過程における裁判所の勧告的機能はいかなるものであったかという観点からみれば、裁判所の勧告的意見の権威や実際効果は、理論的に捉えられるよりも実際にははるかに多大であったといえる。

以下、これらの諸点のうち、裁判所による勧告的権限行使の態様について、裁判所の審理手続や裁判所の勧告的権限もしくは勧告的管轄権の確定に関連して考慮すべきいくつかの点をとりあげて検討してみたいと思う。

一 「司法的任務」と勧告的権限

常設国際司法裁判所による勧告的権限行使に伴う実際の態様について検討する場合、まず考慮すべきは、裁判所の司法的任務と勧告的権限に関する問題である。敷衍すれば、裁判所に勧告的意見を求めて付託された具体的な事件の審理過程において、裁判所の勧告的権限は裁判所の司法的任務もしくは司法的機能との関連においていかに行使せられたかという問題である。換言すれば、裁判所の司法的性格の保障と勧告的権限行使の態様の問題として捉えられうる。この点に関連しては、すでに検討してきたように、裁判所の勧告的権限に関連する諸規定の起草過程において、裁判所の司法裁判所たる性質や地位と裁判所の勧告的権限もしくは勧告的管轄権との関連をいかに考慮すべきか、あるいは、裁判所が法的拘束

力を有しない勧告的意見を与えることは裁判所の司法的機能と両立しうるかどうか、といった観点から種々に論議されたことが想起されよう。¹⁾

裁判所の司法的任務と勧告的権限に関する問題について論議する際、裁判所の実践を顧みて検討することが必要である。右の点については、一つには、裁判所における審理手続面において、裁判所の司法的任務あるいは司法的性格の保障を確保するためにはいかなる措置がとられたかという観点から検討してみなければならぬ。このような観点から裁判所における勧告的手続についてみると、あらかじめ留意しておくべき点の一つは、関連諸規定の起草過程において、司法裁判所たる性質や地位に基づく裁判所の本来的な司法的任務に基づく審理手続として争訟手続が考えられるが、これにたいして、勧告的手続はいわば「変則的」な勧告的権限に基づく手続であると観念せられ、裁判所の司法的性格を保障するためにも、裁判所の争訟手続と勧告的手続とをいかに「同化」(assimilation)させるべきかといった点について論議された経緯があるということである。それでは、このような点は、裁判所の実践のうえでどのように示されたのであろうか。

裁判所が、具体的な事件の審理過程において、裁判所の司法的任務と勧告的権限についてある一定の言明を示したの²⁾は、しばしば言及されるように、「東部カレリアの地位に関する件」(The Status of Eastern Carelia Case)においてである。すなわち、裁判所はその回答において「裁判所は、司法裁判所であるから、勧告的意見を与えるに際しても、裁判所としての活動を規律する本質的規則から逸脱することはできない」(The Court, being a Court of Justice, cannot, even in giving advisory opinions, depart from the essential rules guiding their activity as a Court)と自ら判断を示した。²⁾ 裁判所は、この事件に関する勧告的意見要請の主題にかかわる実質的内容について裁判所の勧告的意見を与えることを拒絶したが、その理由は、主に、紛争当事国ソヴィエトの同意の欠如を判断の根拠にするものであった。そして、右の裁判所の言明は、次のような文脈のなかで示されたものであった。

「裁判所は紛争を決定することを求められているのではなく、意見を求められているのであることをよく自覚してい

る。しかし、そのことは、以上に述べた考察を根本的に変更しない。裁判所に付託された問題は抽象的法律のそれではなく、フィンランドとソヴィエトの紛争の主要点に直接関係しており、事件の基礎となつてゐる事実を審査することによつてのみ決定されうる。この問題に答えれば、事実において、当事者の間の紛争を決定するのと同じことになるであろう。裁判所は、司法裁判所であるから、意見を与えるに際しても、裁判所としての活動を規律する本質的規則から逸脱することはできない。(傍点筆者)

ソヴィエトが協力を拒絶したから、残念ながら、双方の当事国の同意と協力を必要とするところの審査を裁判所は行ないえない地位にある。この意見のうちすでに述べた他の考察も同一の結論を指示すると考えられる。⁽³⁾

このように、裁判所の司法的任務と勸告的権限に関する右の裁判所の言明は、勸告的権限行使においても司法裁判所としての性質や地位に基づく裁判所の活動を規律する本質的規則に従つて活動しなければならぬことをある程度明確にしている。だが、裁判所の司法的任務と勸告的権限はいかに把握されるべきかという点についての本質的な判断は、必ずしも十分詳細に示されてゐるとはいえない。ただし、右の裁判所の言明は、紛争当事国の同意や事実問題審査と勸告的権限との関連を一定の脈絡において捉えており、とくに、考慮すべき点の一つは、裁判所の司法的任務と勸告的権限の問題に關連して紛争当事国の同意をいかに把握するかという点にあるといえよう(「紛争当事国の同意」については後で検討する)。ちなみに、ロゼーンは次のように指摘している。「裁判所の司法的性格に関する最も重要な内容は、*audiatur et altera pars* の原則と、勸告的意見の要請が二国間の現実の紛争に關連する場合、紛争当事国の同意なくして裁判所は勸告的意見を与えることはできないという効果に基礎づけられる。この論議は、争訟事件の手続での裁判所の管轄権の同意基礎に関する国際法上の原則に基礎づけられ、勸告的手続はそのような司法的手続を構成すると仮定される。この判断のもとに、東部カレリア事件では、勸告的権限と裁判所の司法的性格に関する言明がなされた」と述べる。⁽⁴⁾

このように、裁判所の司法的任務と勸告的権限に関する裁判所の一つの言明が示されたが、それでは、裁判所の勸告的

手続における実際の態様はいかなるものであったか。裁判所は、諮問事件の審理を進めるための勧告的手続においても、裁判所の司法的性格に基づく手続を保持し、司法機関として活動することを必要とするわけであるが、以下において、この点に関連する若干の点について検討してみたい。

裁判所の審理手続面において考慮すべき第一点は、勧告的手続の公開性に関する問題である。すなわち、裁判所に勧告的意見の要請がなされた場合、その旨の通知が当該問題に関係する諸国および国際機関にたいして送付され、また裁判所によって勧告的意見が与えられた後には勧告的意見は公表される。この勧告的手続上の公開性については、関連諸規定の起草過程において、いわゆる「秘密的勧告的意見」の是非をめぐって論議されたが、結局、勧告的手続を秘密的に進めることは否決され、公開の手続を基本原則とすることが確認されたことが想起されよう。⁽⁵⁾ 実際には、裁判所は、その実践において、公開聴取の方法によって関係諸国や関係諸機関の陳述を聴取して勧告的手続を進めたのであり、このような裁判所の実践は、その後の裁判所規則あるいは裁判所規程の改正作業において考慮された。⁽⁶⁾

考慮すべき第二点は、裁判所における勧告的手続において、裁判所は当該問題の關係諸国や關係諸機関にたいして勧告的意見要請の通知をするとともに、当該問題に関連する資料や情報をうるための措置をとったことに関連する。このことは、勧告的手続における当事者の平等的な立場を確保するとともに、裁判所の司法的性格に基づく手続あるいは司法的機能を確保するための措置である。この点に関連し、一九二二年の裁判所規則第七三条では、勧告的意見要請は裁判所の裁判官、連盟加盟国、規約付屬議定書に掲げられた諸国ならびに当該問題に関連する情報を提供しうる国際機関にたいして通告される、と規定されていた。⁽⁷⁾ この規定からすれば、裁判所への情報提供についてのいわば機会均等⁽⁸⁾という点からみて、連盟の非加盟国や規約付屬議定書に掲げられていない諸国による情報提供の機会はどのように扱われることになるであらうか。この疑問は、裁判所の実践において解決された。すなわち、裁判所はこれらの諸国にたいしても勧告的意見要請の通知や情報提供を求める旨の通告を行なったのであり、このことによって右の諸国は当該問題に関連する情報提供や

陳述を行なう機会を与えられた。⁽⁹⁾ このような裁判所の実践は、裁判所規則の不十分さを実質的に補充する意味をもち、一九二六年の裁判所規則の改正ならびに一九二九年の裁判所規程改正議定書（一九三六年裁判所規程）に具体化された。⁽¹⁰⁾

第三点は、右の点に関連して、当該問題に関連するあらゆる資料や情報を得るための審理手続上の措置についての問題である。裁判所の司法的活動を十分に行なうためにも、裁判所にとってあらゆる資料や情報を入力することが当該問題の適正な審理を進めるうえで必要であり、勧告的手続においても、この点に留意することが司法機関として必要とされる。この点に関連して、裁判所の実践における一例を示せば、「東部カレリアの地位に関する件」における裁判所の判断をとるあげることができよう。すなわち、この事件に関する回答において、裁判所は、審理手続を進めるうえで関連の資料や情報が十分に入手できず、そのために勧告的意見要請の主題について十分かつ適正な審理を行なうことができないことを理由の一つとして、回答を与えることを拒絶せざるをえないと判示した。⁽¹¹⁾ このように、裁判所が、当該問題の審理手続を進めるうえであらゆる関連の資料や情報を得ることの必要性を強調したことは、勧告的手続においても司法的に活動することが基本的に要請されることを示すものである。

(1) 常設国際司法裁判所の司法的任務もしくは司法的機能と勧告的権限に関連して、裁判所の勧告的権限の関連諸規定起草過程において論議された諸点については、杉原高嶺「国際司法裁判所における勧告的意見機能の発展(1)―北大法学論集第二二巻三号六九―八七頁、拙稿「国際司法裁判所の勧告的権限―その成立過程と実態―」鹿兒島大法学論集第六巻二号六〇―七三頁参照。

(2) PCIJ Publications, Series B, No.5, p.29.
(3) Ibid.

(4) S. Rosenne, *The Law and Practice of International Court*, 1965, Vol. 2, p. 709.

(5) 一九二二年裁判所規則第七三条の起草過程で、「秘密的勧告的意見」について、世界平和のために連盟理事会が秘密の意見を求めうることを提案されたが、しかし、あらゆる秘密的な決定は裁判所規程と両立しないばかりか、公表されない意見を与えるとい

う実行は司法機関たる裁判所を破滅させるであらうといった主張によって否定せられた。また、裁判所による意見の公表は意見を与えられる理事会の会期終了までさしひかえるべきである」と提案されたが、これについても、意見は理事会に関係なく裁判所の公開廷で朗読されるべきであるとの主張によって否定せられた。PCIJ Publications, Series D, No. 2, P. 160.

右の点に関連して、ネグレスコは、「裁判所がこの提案を全く排斥したという事実は、諮問事件においても、裁判所は司法的機能を行使用することを判断したことを示すものである」と述べ、さらに、「裁判所規則には二つの基本的な概念の特性があるとして、その一つは、「意見と判決の接近 (rapproche les avis et les arrêts) は、諮問事件においても、裁判所はその司法的機能を行使用するという原則の宣言であり、したがって、あらゆる秘密的な行動の排斥は裁判所の存立の重要な条件である」と述べる。D. Negulesco, L'évolution de la procédure des avis consultatifs de la Cour Permanente de Justice Internationale, Recueil d. Cours., 1936, III, pp. 15—16.

(6) この点に関連し、一九二六年改正規則第七四条では、「(1) 勧告的意見は公開廷で朗読され、連盟事務総長、諸国代表、連盟加盟国ならびに直接関係する国際機関構成国に通告されなければならない。裁判所書記は、勧告的意見朗読のためにもたれる連盟の会合の確定日時にその席上で事務総長が勧告的意見の本文を手にすることを確保するために必要な措置をとらなければならない。(2) 勧告的意見の署名されかつ調印された原本は、裁判所および連盟事務局の記録に保管されなければならない。(3) 裁判所によって与えられる判所書記によって、諸国、連盟加盟国ならびに直接関係する国際機関に送付されなければならない。(4) 裁判所によって与えられるいすれの勧告的意見も、また勧告的意見がそれに回答される勧告的意見要請は、特別の保管文書に印刷されて公刊されなければならない。それについては裁判所書記が責任を負う」と規定された(訳文、筆者)。右の規定は、一九三一年改正規則においても維持された。PCIJ Publications, Series D, No. 2, 4th add., p. 412.

(7) Ibid.

(8) 裁判所における機会均等 (equality of opportunity before the Court) とは、(1) 関係諸国、国際機関が勧告的意見要請の正当な通告をうけ、それらの見解を提出しうる権利、(2) 他の関係国および国際機関の見解について論評する権利、(3) 一般に、裁判所における平等な処遇をうける権利、(4) 関係個人が手続において見解を提出したり、平等な条件のもとでそれらを提出する権利、(5) 関

係国が国籍裁判官をもったり、裁判所においてそれを選定しうる権利、などに関連するといわれる。K. J. Keith, *op. cit.*, p. 158. (9) 例えば、ILOの権限に関する最初の三つの件において、ドイツやハンガリーは連盟の非加盟国であり規約付属議定書の非当事国であったけれども、両国とも勧告的意見要請の通知をうけ、ハンガリーは第二の件において口頭聴取の機会を与えられた。PCIJ Publications, Series B, No. 1, p. 9; Series B, No. 2 & No. 3, p. 9 and p. 49. このほか、ソウイェトは「東部カレリアの地位に関する件」において勧告的意見要請の通知をうけ (Series B, No. 5, p. 7)、「ドイツは「ポーランドにおけるドイツ系農民に関する件」や「ポーランド、国籍に関する件」において勧告的意見要請の通知をうけた (Series B, No. 6, p. 6; Series B, No. 7, p. 6) などの事例がある。

(10) 一九二六年改正規則第七三条では、次のように規定された。「(1) 裁判所書記は、勧告的意見要請の通知を、裁判所の裁判官、連盟加盟国ならびに裁判所に出廷しうるすべての諸国にたいして連盟事務総長を通じて直ちに与えられなければならない。裁判所書記は、また、特別のかつ直接の通知の方法で、連盟加盟国または裁判所に出廷することを認められる諸国あるいは当該問題について情報を提供できると裁判所によって (または裁判所が開廷していなければ裁判所長によって) 判断される国際機関にたいして、裁判所は裁判所長によって確定された制限時間内に、陳述書を受理したりまたは問題に関する口頭陳述をその目的のために開かれる公開廷で聴取する用意があることを通知しなければならない。第一パラグラフに示されたいずれかの国家または加盟国が前記の特別の通知をうけなかったならば、そのような国家または加盟国は陳述書を提出しまたは聴取を望むことを表明することができ、それについては裁判所が決定する。(2) 陳述書または口頭陳述あるいは両者を提出した諸国、加盟国ならびに機関は、他の国家、加盟国あるいは機関によってなされた陳述について、形式上、裁判所またはそれが開廷されていないならば裁判所長が各特定の場合において決定する範囲と制限時間内で、論評することを認められる。したがって、裁判所書記は、適当な時に、そのような陳述を同様な陳述を提出した諸国、加盟国ならびに機関に通知しなければならない」(訳文、筆者)。PCIJ Publications, Series D, No. 2, 4th add., p. 412.

(二) PCIJ Publications, Series B, No. 5, p. 26.

二 「現実の紛争に関する問題」と勧告的権限

勧告的意見要請の主題もしくは諮問事項については、連盟規約第一四条に「一切ノ紛争又ハ問題」について裁判所の勧告的意見を求めることができる旨規定されたのであるが、この規定から直接に諮問事項の性質・内容が具体的にどのようなものかという点について必ずしも明確にされえない。この点に関連して、一九二〇年に、法律家諮問委員会は、裁判所規程案第三六条として「一切の紛争に關係を有しない國際的性質を有する問題」と「現実の紛争の内容をなす問題」とを區別して提案したことがあり、これは右の連盟規約第一四条の規定よりも明確に示されている。しかし、この第三六条の規定については、結局、裁判所の構成問題——すなわち、前者の場合には裁判所は三名ないし五名の特別委員会を選任し、後者の場合には紛争が裁判のために実際に付託される場合と同一の条件において構成されるという趣旨のもの——とも関連して、そのように諮問事項を二つに區別することは実際には不可能であるという理由によって削除されてしまった。また、「紛争」と「問題」との區別については、「現実の争い」と「理論上の問題」という捉えかたによって論議された経緯がある⁽¹⁾。しかしながら、一九二二年裁判所規則第七二条では単に「問題」とフォーミュレイトされて、それが紛争に關係するか否かにかかわりなく、勧告的意見が要請される旨規定された⁽²⁾。ただ、一九二六年裁判所規則第七一条の追加パラグラフ（一九二七年九月七日に裁判所によって採択された修正）では、「二以上の国家間または連盟加盟国間の現実の紛争に関する問題については、規程第三一条が適用されなければならない。疑問のある場合には、裁判所が決定しなければならぬ」と規定され⁽³⁾、「現実の紛争に関する問題」とそうでないその他の問題との區別がなされた。このように、関連諸規定における諮問事項のフォーミュレーションの過程では、「紛争」と「問題」とを區別して定式化する試みがなされたが、しかし、諮問事項の性質・内容が具体的にはいかなるものとせられるかという点では必ずしも明確であるとはいえない。したがって、この点については、実際に裁判所の勧告的意見を求めて付託せられた諮問事項がどのような

ものであったかについて検討してみなければならない。

勧告的意見の要請は、現実の国家間の紛争あるいは国際的諸問題の法的側面、すなわち当該の紛争や問題に関する法律的事態や法律的問題点の解明を求めて裁判所に付託されるのであり、非法律的紛争とりわけ政治的紛争そのものの実質について勧告的意見を要請することはできない。一般に、裁判に付託せらるべき紛争 (justiciable dispute) は法律的紛争とされており、非法律的紛争は除外される。勧告的意見要請の場合においても、裁判所による勧告的権限行使が司法機関としての任務に基づき司法的機能の範囲内のものである限り、諮問事項は法律的な事項としてフォーミュレートされなければならない。

さらに、次のような点についても考慮すべきであろう。すなわち、勧告的意見の要請が、形式上は、当該紛争の部分的な局面である法律的事態や法律的問題点について法的解明を求めて付託せられたとしても、当該諮問事項に関する具体的な問題の実質は政治的紛争であるとすれば、それにたいして与えられる裁判所の回答が実際に当該問題の処理にどの程度実効的な作用を及ぼすか疑問とされる場合もあろう。このことは、諮問事項の性質・内容あるいは具体的な事件の実質がいかなるものであるかという問題に関連する。したがって、裁判所に勧告的意見を求めて付託された諮問事項の性質・内容がいかなるものであったかという点は、裁判所の勧告的権限あるいは勧告的権限行使の態様について検討するうえで重要な問題の一つである。とくに、勧告的意見要請の主題が現実の紛争に関係するものであり、とりわけそれが政治的性質を有するものである場合⁽⁴⁾、裁判所の勧告的権限はいかに行使せられるかという問題について検討しなければならない。

それでは、連盟理事会によって裁判所に勧告的意見を求めて付託せられた諮問事項は実際にいかなる性質・内容をもつものであったか。連盟理事会による勧告的意見要請の主題は、しばしば現実の紛争に係る問題であった。⁽⁵⁾ 例えば、このカテゴリーに含まれる若干の事例として、次のような事例をあげることができよう。「チュニスとモロッコの国籍法に関する件」(the Nationality Decrees in Tunis and Morocco) では、イギリスは当該国籍法のイギリス国民にたいする

適用に抗議し、他方フランスは国籍法の問題は国際法上もっぱら国内管轄事項であると主張して、両国間の紛争となつた。この紛争は両国間の交渉によつて満足な解決が得られず、連盟理事会に付託され、裁判所の勧告的意見が求められることになつた。⁽⁸⁾「東部カレリアの地位に関する件」では、フィンランドは東部カレリアの自治に関する条約上の義務違反がソヴィエトにあると主張し、この点をめぐつて両国間に紛争が生じた。フィンランドはこの紛争を連盟理事会に付託し、理事会によつてソヴィエトに条約上の規定を履行すべき義務があるかどうかの点について裁判所の勧告的意見が求められた。⁽⁹⁾「ポーランド・チェコスロヴァキアの国境に関する件」(the Delimitation of the Polish-Czechoslovakian Frontier case)では、ヤウオリナ地方におけるポーランドとチェコスロヴァキアの国境線の確定をめぐつて両国間に紛争が生じた。大使会議によつて紛争は連盟理事会に付託され、理事会は国境線の確定・未確定について裁判所の勧告的意見を求めた。⁽⁸⁾「トルコとイラクの国境に関する件」(the Frontier between Turkey and Iraq case)では、イギリスの委任統治下におかれたトルコとイラクの国境に関して、イギリスとトルコの間には紛争が生じた。紛争は両国間の交渉によつて解決されず、イギリスはこの紛争に関する問題を連盟理事会の議題に追加するよう求め、理事会では審議の結果、当事国間で問題とされた理事会の役割に関連して争われた点について裁判所の勧告的意見を求めた。⁽⁹⁾また、「ドイツ・オーストリア関税連合に関する件」(the Customs Régime between Germany and Austria case)では、「ドイツ、オーストリアの関税連合がオーストリアの国際義務と両立しうるかどうかに関連して紛争が生じた。イギリスは右の関税連合がサンゼルマン条約や一九二二年の議定書に定められたオーストリアの条約上の義務と両立するかどうかを疑問とし、フランスは関税連合の適法性について異議を唱えた。イギリスはこの問題を連盟理事会に提起し、理事会は関税連合がサンゼルマン条約第八八条および一九二二年の議定書と両立するかどうかについて裁判所の勧告的意見を求めた。⁽¹⁰⁾

これらの諸事例のうち、ここでは、勧告的意見要請の主題が現実の紛争に係り、とりわけそれが政治的性格を有するものであった事例の一つとして、「ドイツ・オーストリア関税連合に関する件」をとりあげて、本件の場合裁判所の勧告

的権限はいかに行使せられたか、またどのような関連の問題点が存在するかについて若干検討してみたいと思う。

本件における争いの中心点は、前記のように、ドイツとオーストリアの関税連合がオーストリアの國際義務と兩立するかどうかにあった。第一次大戰の結果、オーストリア・ハンガリー帝國は解体し、それに伴うオーストリアの地位にして一九一九年のサンゼルマン条約ではその第八八条に次のように規定された。

「オーストリアの独立は、國際連盟理事会の同意によるほかは譲渡不可能とする。したがって、オーストリアは、連盟理事会の同意がなければ、直接にまたは間接にあるいはいかなる方法によつても、また、國際連盟の加盟を承認されるまで、他國の問題に關与することによつて、とくにオーストリアの独立を危くするような行為をもさしひかえることを約す。」

その後、オーストリアの經濟財政状態が悪化し、連盟の援助をうけることになり、これに關して一九二二年一〇月四日にジュネーヴで署名された議定書第一に次のように規定された。

「オーストリア連邦共和国政府は、サンゼルマン条約第八八条の規定に従つて、その独立を譲渡しないことを約す。オーストリアは、直接にまたは間接にせよ、この独立を危くするような性質の外交交渉や經濟財政的約定をさしひかえるであろう。この約束は、関税および通商金融協定の事項で、そして、一般に經濟制度や通商關係に關するすべての事項に關して、オーストリアが自由を維持することを妨げるものではない。ただし、オーストリアの經濟的独立を脅かすような性質の特別制度や排他的利益を与えることによつて、オーストリアがその独立を危くしないことを条件とする。」

だが、實際には、一九三一年三月一九日にドイツとオーストリアの間に關税と經濟政策の協調に關する議定書が作成され、この協調は、結局、関税連合制度を樹立することになるものであった。この議定書は、ドイツ、オーストリアからイギリス、フランス、イタリーその他の若干の諸國に通告された。かくして、イギリスはこの議定書がサンゼルマン条約および一九二二年の議定書に違反するとして連盟理事会に提起し、理事会は一九三二年五月一九日の決議によつて次のよう

な問題について裁判所の勧告的意見を求めることを決定した。

「一九三一年の議定書によって定められた原則の基礎と範囲で、ドイツとオーストリアの間に樹立される制度は、サンゼルマン条約第八八条および一九二二年の議定書第一と両立するか。」

右の経緯から察せられるように、勧告的意見要請の主題は、ドイツ・オーストリアの関税連合制度の樹立はオーストリアの独立を脅威するものであるかどうかといった点に関するものであり、それは政治的問題にかかわるものであった。確かに、諮問事項は若干の法律的問題点についての法的解明を求めるよう形成されて裁判所の勧告的意見を求めるものであったが、しかし、問題の実質的な基盤は政治的・経済的な争いを本質的に内在するものであったといえよう。⁽¹²⁾

ドイツ、オーストリアは、関税連合の目的は本質的に経済的なものであって政治的・組織的連合を企図したのではなく、地域的協定によってそれを達成する第一歩であると主張した。さらにオーストリアは、ドイツとの関税連合は自国の死活的問題であり、連合国による経済的条件の政治的支配はヨーロッパにおける経済的沈滞の現状に責任を負うべきものであると主張した。これにたいして、この計画に反対の諸国、とりわけ最も強く反対の立場をとったフランスとチェコスロヴァキアは、計画の目的は経済的影響を通じて得られる政治的連合であり、それを企てるどころの当該条約が発効した場合の当然の結果は政治的連合であるにちがいないとの考えをもった。また、これらの諸国は、その計画について大戦中にドイツが現実達成したことを考慮に入れ、それはドイツ・オーストリア間の政治的連合の意味においてアンシュルツスの達成を企図したものであり、これは大戦中に枢軸諸国の敗北によって阻止されたドイツの中欧計画 (Mitteleuropa Project) を遂行する第一歩であるとみなした。⁽¹³⁾ このように、関係諸国の間には対立した主張があった。それは勧告的意見要請の主題の実質的問題に関連するものであった。

これらの要素を考慮すれば、連盟理事会によって裁判所の勧告的意見を求めて付託された諮問事項そのものは法律的内容のものであり、関係諸国の政治的・経済的な争点に触れることなく形成されたものであるが、しかし、諮問事項は嚴格

に司法的性格を有しない政治的諸要素を包含するものであったといえよう。¹⁴⁾

裁判所は、裁判所の意見が求められている問題は現実の紛争に關係するものであることを認めつつも、本件について勧告的意見を与えることを拒絶するといった判断はなさず、勧告的意見を与えた。勧告的意見は八対七で与えられたが、少数意見においても、付託された問題は法律的名のものであり政治的な問題ではないとの立場がとられた。しかしながら、アンチロッツ判事は、多数意見に賛同した一人であるが個別意見を提出し、裁判所で決定されようとしている問題は政治的問題であり、全面的ではないにしても、たいてい、政治的・経済的な考慮にあらゆることが依拠するとして、裁判所は勧告的意見を与えることを拒絶しようが、もし意見を与えたとすれば、裁判所は法律的問題と政治的問題の両者を包含しなければならぬであろう、という見解を示した。¹⁵⁾

結局、裁判所の勧告的意見は、関稅連合制度はサンゼルマン条約第八八条に違反するものではないが、一九二二年の議定書第一に違反するとして、オーストリアの國際義務違反を認めた。それは次のような裁判所の意見に示される。

「この制度の樹立がそれ自身でオーストリアの獨立を讓渡する行為を構成しないことは、争うことができない。それによつて、オーストリアは、自己の国境内で自己の政府と行政をもつ別個の國家でなくなるといふことがないからである。関稅連合條約に含まれた法律上の相互主義によつては、そういうえないとしても、すくなくとも條約を廢棄する可能性によつて、オーストリアは法律的に獨立を行使する可能性を維持するといえる。サンゼルマン條約第八八条に照らしてみれば、嚴格にいつて、同条の意味でオーストリアの獨立が危くされることはないから、法律上からみて、同条との矛盾はないとさえも主張することができる。

他方、問題の關稅連合制度が「特別制度」を構成すること、第三國には与えられない利益をドイツに与えることは否定できない。その際に、一九三一年の議定書は、他の國家が希望するならば、これと同様の取極をするために交渉を開始することを規定していると主張しても無益である。この可能性があつても、ドイツとオーストリアの間に現に計畫さ

れている関税連合の直接の結果には影響がない。結局、一九二二年の議定書で採用された経済的立場から、一九三一年の議定書で計画された制度を全体として考察すれば、この制度がオーストリアの経済的独立を脅かすような性質のものでないと主張すること、したがって、オーストリアがその経済的独立に関して一九二二年の議定書でとくに与えた約定に調和すると主張することは困難である。⁽¹⁶⁾

かくして、本件の場合、勧告的意見要請の主題はまさに現実の紛争に係り、政治的性格を有する問題に基礎をなすものであったが、裁判所はその勧告的権限を行使して勧告的意見を与えた。しかしながら、この件に関する裁判所の勧告的意見そのもの、あるいは裁判所の勧告的権限行使に関連して、裁判所が勧告的意見を与えたことはたして適切であったかどうかについて、論議の余地が残される。それは、勧告的意見要請の主題が政治的性格を有する現実の紛争に関連し、きわめて政治的に重要な意味をもつ実質を包含するものであったからにはかならないといえよう。⁽¹⁷⁾

(一) これらの点については、*The question of advisory opinions, Memorandum by Mr. Moore, February 18th, 1922* PCIJ Series D, No. 2, pp.391—392. 拙稿前掲論文六三—六四頁参照。

(二) 一九二二年裁判所規則第七二条では、次のように規定されていた。「裁判所の勧告的意見が求められる問題は、連盟の総会議長または理事会議長のいずれかによって、あるいは総会または理事会からの指示に基づき連盟事務総長によって署名された書面の要請の方法によって裁判所に付託されなければならない。要請は勧告的意見が求められる問題の正確な記述を含まなければならない。問題を明確にすると思われるすべての書類を添付しなければならない」(訳文、筆者)。PCIJ Series D, NO.2, 4th add., p.412. (c) Ibid.

(四) 勧告的意見要請の主題の政治的性格について検討するうえで、「内在的要因」——当該問題が内在的に政治的であり、または、より正確には法律的問題である故に、裁判所の権限外にあるとされるもの——と、「外在的要因」——例えば、勧告的意見要請を支持する動機や周辺状況の故に政治的な問題であり、自由裁量の問題として、それにたいして回答されるべきでないといわれるも

- のことに留意することは必要であると思われる。K. J. Keith, *op. cit.*, p. 224 footnote 3.
- (5) ハドソンは『紛争』という用語に行動がそれに依存する争いというように広い解釈を与えるならば、理事会によってなされたそれぞれの勧告的意見要請は紛争に關係したといえよう。あらゆる場合で、理事会は、種々の意見がそれについて考えられた問題は理事会や他の国際機関または諸国あるいは諸国グループにたいして解決策を示す重要なものであるとの判断で行動した。多くの事例において、その争いは、實際上、規則第七一条に用いられる表現に与えられる狭い意味における国家間の『紛争』の主題であった。これらの事実は、勧告的機能の司法的性格に明らかに関連する」と述べる。M. O. Hudson, *op. cit.*, pp. 444—445.
- (6) PCIJ Series B, No. 4; L. C. Green, *International Law through the Cases, Second ed.* (1959), p. 76. 横田喜三郎「国際判例研究」二二五—二二六頁参照。
- (7) PCIJ Series B, No. 5; L. C. Green, *op. cit.*, pp. 81—82. 横田「前掲書」二三八—二三九頁参照。
- (8) PCIJ Series B, No. 8; 横田「前掲書」二七二—二七四頁参照。
- (9) PCIJ Series B, No. 12; 横田「前掲書」三一四—三一六頁参照。
- (10) PCIJ Series A/B, No. 41. 横田「国際判例研究Ⅱ」二四〇—二四二頁参照。
- (11) この点については詳しくは、例えば次のものを参照。C. P. Anderson, *The Basis of an Advisory Opinion by the World Court on the Proposed Austro-German Customs Union*, A. J. I. L., Vol. 25 (1931), pp. 504—507; P. M. Brown, *The Anschluss and the Permanent Court of International Justice*, A. J. I. L., *ibid.*, pp. 508—511; E. M. Borchard, *The Customs Union Advisory Opinion*, A. J. I. L., *ibid.*, pp. 711—712.
- (12) この点に関連して、ハンダーソンは次のように述べている。「裁判所の勧告的意見を求めて付託された問題の若干の点は、その解決のために法の規則や原則が存在しないような政治的・経済的便宜の考慮を包含するものとみなされる。付託された問題の若干の他の点は、計画された条約の実際的な作用、未だ最終的にフォーミュレートされていない規定に依存する将来の出来事や展開に関する推測を包含するものである」(C. P. Anderson, *op. cit.*, p. 504.

- (3) C. P. Anderson, *op. cit.*, p. 506.
- (4) C. P. Anderson, *op. cit.*, p. 507.
- (5) PCIJ Series A/B, No. 41, pp. 68—69; E. M. Borchard, *op. cit.*, p. 714.
- (6) PCIJ Series, *ibid.*, p. 19.
- (7) 例えば、シエサップは、本件に関する裁判所の勧告的意見は当然に、多分必然的に、反対の批判をうけることになったと述べ、「法律上の問題点が非常に政治的・経済的な事項に密接に触れるものであり、またはそれに影響するような事件について裁判所が審理する場合、裁判所またはその決定は、その決定がどのようなものであるとも、批判されるであらうと言つて、多分余りにも一般化しすぎることはならぬであらう」と述べる。P. C. Jessup, *The Customs Union Advisory Opinion, A. J. I. L.*, Vol. 26, (1932), p. 105.
- また、ポーチャードは、「一五名の裁判官は、審理のために彼らの前に提起された当該の特別の計画はオーストリアの独立を危くするものでないことを明らかに合意している。しかし八名の裁判官は、それは結局そのような結果を導くであらうと判断している。したがつて、裁判所は法律問題を政治的問題に転換し、全く政治的予期を伴う考慮に基づいてそれを決定していると思われ」と言ふ。E. M. Borchard, *op. cit.*, p. 715. (ただし、右の批判について、シエサップは事実を軽視しているとして論難してゐる。P. C. Jessup, *op. cit.*, p. 108)。さらに、ブラウンは、本件の審理・処理にあたつて裁判所は三つの行動をするであらうと想定して「恐らく彼の論文は勧告的意見が与えられる前に書かれたものと思われる」、最も可能性のあることは裁判所が東部カレリア事件におけると同様に勧告的意見を与えることを拒絶することだと述べている。だが実際には、彼の言うところと逆の結果になつてしまつた。右の彼の想定の本質は、問題は本質的に政治的性格のものであり、また連盟理事会による勧告的意見要請は理事会の便法にすぎないとすれば、裁判所は多分、このような危険な政治的紛争にかかわつて司法裁判所としてのその威信を傷つけるようなことをしないであらう、といった点にあつた。P. M. Brown, *op. cit.*, p. 512.

三 「紛争当事国の同意」と勧告的権限

次に、裁判所による勧告的権限行使に関連して考慮すべき点として、紛争当事国の同意に関する問題を取りあげてみた。一般に、国際裁判は紛争当事国の同意を基礎として当該紛争を司法的に処理するものであり、当事国の同意を基礎とする合意的形成たる本質をもつ。⁽¹⁾ だが、勧告的意見制度においては、裁判所の勧告的意見は諮問機関(連盟の総会または理事会)の要請に応じて与えられるのであり、したがって、国家は勧告的意見要請権限をもたないことから、勧告的意見制度においては直接の「当事者」としての地位を有しない。⁽²⁾ このような意味において、裁判所による勧告的権限行使に際して、紛争当事国の同意は必要要件ではないと考えられる。しかしながら、実際に、勧告的意見要請決定過程において、諮問機関による当該紛争の勧告的意見要請に紛争当事国の同意が得られない場合、その勧告的意見要請にたいして裁判所はどのように対処しうるか。換言すれば、紛争当事国の同意の欠如に伴うところの裁判所による勧告的権限行使、あるいは裁判所の勧告的管轄権の効果はいかなるものとして把握されうるか、といった点について検討してみなければならぬ。このような観点から、右の点に関連する事例として、ここでは一応次の二つの具体的な事件を素材としながら検討することにしたい。

第一の事例は「東部カレリアの地位に関する件」⁽³⁾である。本件の場合、結局、裁判所は勧告的意見要請の主題について勧告的意見を与えることを拒絶したのであるが、その判断の理由の一つとして、一方の紛争当事国ソヴィエトの同意が得られなかったことを指摘している。それについて裁判所は次のように示す。

「裁判所に求められた意見は、フィンランドとソヴィエトの間の現実の紛争に関係するものである。ソヴィエトは連盟国でないから、本件は規約第一七条に該当する場合である。同条によれば、連盟国と非連盟国との間の紛争の場合には、非連盟国はその種の紛争のために連盟国の負うべき義務の受諾を勧誘される。この勧誘が受諾されたならば、第二二条―第一六条の規定が理事会の必要と考える修正を加えて適用される。この規則は、国際法上の一つの基本原則すなわ

ち国家の独立の原則を承認し、適用するものにほかならない。自己の同意なくして、国家が他の国家との紛争を調停や仲裁裁判あるいはその他のいかなる種の平和的解決にも付託することを強制されないことは、国際法上十分に確立されたところのことである。右の同意は、任意に受諾された義務の形式において、一括して与えることもできるが、それと反対に、すでに存在する義務と離れて、特定の事件について与えることもできる。第一の方法は、連盟国にあてはまる。規約を受諾することによって、連盟国は国際紛争の平和的処理に関する規約の規定から生じる義務を負うからである。非連盟国に関しては、事情は全く異なる。それは規約に拘束されない。したがって、それと連盟国との紛争を規約に定められた解決方法に付託することは、非連盟国の同意によってのみ行ないうる。このような同意をソヴィエトは与えていない。かえって、繰り返して、ソヴィエトはフィンランドとの紛争にたいする連盟の干渉を受諾しないことを明白に宣言している。前に理事会の措置についても拒絶したのであるが、裁判所の意見を求めることの通知をうけとつた際にもソヴィエトはそれを繰り返した。したがって、この種の紛争について裁判所は意見を与えない地位にある。」⁽⁴⁾

このように、裁判所は、紛争当事国ソヴィエトの同意の欠如の故に勧告的権限を行使することはできない、すなわち、裁判所は本件の実質的内容の審理にあたって無権限の立場にあることを示した。

この点について論議する場合、勧告的意見要請決定過程における次のような点について検討してみなければならぬ。すなわち、本件の諮問機関である連盟理事会の権限、これに関連するところの紛争当事国フィンランドとソヴィエトのそれぞれの主張について検討することである。

フィンランド政府は、ソヴィエト政府がドルバット講和条約および「東部カレリアの自治に関するソヴィエト代表の宣言」に基づく条約上の義務の違反があると主張し、連盟理事会の議題にこの問題をとりあげるよう求めた。そして、一九二二年一月一三日に、フィンランド代表は、連盟理事会において、「連盟加盟国として、規約第一一条二項および第一七条に基づき、理事会に紛争を提起する義務があると考える」旨を述べた。⁽⁵⁾これにたいして、理事会は、双方の当事国が合意

するならば (if the two parties concerned agree) 満足な解決を得るためにこの問題について審議することをいとわなことを表明し、それとともに、モスコウ政府と外交関係を有する連盟加盟国エストニアをしてこの点に関するソヴィエトの意思を確認させることを決定した。⁽⁶⁾ エストニアは、ソヴィエト政府と折衝した結果について、ソヴィエトはいずれの国家による干渉も拒絶し、東部カレリアの自治に関する問題はソヴィエトの国内管轄事項であると主張している旨を理事会に報告した。かくして、フィンランドは、連盟理事会において、問題は条約解釈を伴う故にこれについて勧告的意見を要請しうることを提案した。⁽⁷⁾ この提案に基づき、理事会はこれを議題としてとりあげ、一九二三年四月二日に、理事会の報告者サランドラの決議案を基礎として、裁判所の勧告的意見を求める決議を採択した。⁽⁸⁾

このような連盟理事会での勧告的意見要請決定過程、および前記のように裁判所が勧告的意見を与えることを拒絶したその理由にかんがみれば、考慮すべき点は次のような点にある。すなわち、理事会は、ソヴィエトが理事会の勧誘を拒否したことによって、規約に基づき紛争処理手続を当事国ソヴィエトとフィンランド二国に強制することはできない立場にあり、したがって、理事会は裁判所に当該問題について勧告的意見の要請をすることはできない立場にあったのではないか、という点である。⁽⁹⁾

この点についてみれば、実際、裁判所が勧告的意見を与えることを拒絶した理由は、紛争当事国ソヴィエトの同意の欠如の帰結として、理事会は裁判所に付託した紛争を扱う権限をもたず、理事会は裁判所に勧告的意見を要請することはできない立場にあり、したがって裁判所は勧告的意見を与えることを拒絶せざるをえない、という結論になったといえよう。もちろん、この脈絡において、裁判所は、勧告的意見要請に關係する当事国ソヴィエトによる同意の欠如を基本的な理由にしている。しかしながら、右の捉え方については、若干異なる見解が示される。例えば、ハドソンは次のように述べている。「裁判所は理事会の活動について判定したり、理事会が連盟の加盟国と非加盟国との間の紛争をいかに扱うべきかについて述べたり、理事会の勧告的意見要請権限を制限する権限をもたない。特別の紛争が『規約に定められた

方法に基づく解決のために』裁判所に『付託』されたのではない。理事会は理事会の権限に関係しない明確な問題について意見を要請したのであり、規約第一七条の適用について審理することは裁判所の機能の一部ではない」と述べる。そして彼は、裁判所が本件を扱うことをはなはだ不便とする「他の有力な理由」があると判断した点を重視して、「これが、裁判所が意見を与えることを拒絶した正当な理由、裁判所が強調した以上に一層正当な理由であると思われる」と言う。この点は、確かに、前述の如く、裁判所の司法裁判所たる地位に基づく機能との関連においても重要な点である。また、勧告的意見要請の主題が現実の国家間の紛争の主要な点にかかわる場合、紛争当事国の同意なくして裁判所は審理しえないという点は、本件に関する裁判所の判断に基づいて、いわゆる「東部カレリア原則」として確認せられた。このように紛争当事国の同意と裁判所による勧告的権限行使の問題に関連して、本件における裁判所による勧告的意見付与の拒絶の理由は、その解釈をめぐって若干論議されうるが、その後の判例に影響を与える重要な意味をもつものであった。

紛争当事国の同意の問題に関連して考慮すべき第二の事例は、「トルコとイラクの国境に関する件」(モースール事件)である。結論から言えば、前記のように「東部カレリアの地位に関する件」の場合には裁判所は勧告的意見を与えることを拒絶したが、本件に関する裁判所の勧告的意見は与えられたのであり、その意味においては前者の場合と同一の脈絡において捉えることは必ずしも妥当ではない。しかし、紛争当事国の同意の存否と勧告的権限の問題について検討する際、考慮すべき点を含む事例である。

まず、事件の経緯を概観しておきたい。トルコとイラクの国境は、ローザンヌ条約(一九二三年七月二四日署名)の第三條二項に従って、九ヶ月以内にトルコとイギリスの間で締結されるべき友誼協定(Friendly arrangement)において確定されることが規定され、また、右の期限内に両国政府間に協定が成立しないときには、紛争は連盟理事会に付託されるべき旨が規定されていた。しかし、結局、右の期限内にトルコとイギリス両国間の交渉は成功せず、イギリス政府はこの問題を理事会の議題にとりあげるよう求めた(一九二四年八月六日)。同年八月三〇日に、理事会はトルコ政府にたい

して平等な立場でこの問題の討議に代表を派遣するよう招請し、これにたいしてトルコは代表を任命し、理事会の権限を認めて、問題の討議のため理事会に参加した。⁽¹⁶⁾ かくして、連盟理事会では問題の審議が始められたが、ここで紛争当事国イギリスとトルコ間に理事会の権限・役割について争いが生じた。すなわち、イギリス代表は、ローザンヌ条約によって「理事会は仲裁者の立場におかれており、その最終的裁決は両当事者によって受諾されなければならない。したがって……理事会の決定によって拘束される」と主張した。他方、トルコ代表は、問題を「理事会の公平な審査」に付託したにすぎないと主張し、「規約第一五条によって付与された理事会の全権を承認する」と述べた。⁽¹⁷⁾ 理事会は右の争点について検討するために審査委員会を設け、さらに小委員会を設けて事態の研究にあたらせ、その結果、理事会は、一九二五年九月一九日に、右の小委員会の提議(問題は純粹に法律的性格のものであり、裁判所に勧告的意見を求めて付託されるべきであるという趣旨のもの)に基づいて、次の問題について裁判所の勧告的意見を求めることを決定した。⁽¹⁸⁾

「(1)ローザンヌ条約第三条二項に基づいて理事会によって行なわれる決定はいかなる性質のものであるか。それは、仲裁判決か、勧告か、單純な調停か。(2)右の決定は全会一致によることを要するか、多数決で足りるか。その際に、当国⁽¹⁹⁾の代表は投票に参加しうるか。」

このようにして理事会による勧告的意見要請は決定されたが、この過程において考慮すべき点として次のような点をとりあげることができる。理事会による勧告的意見要請に紛争当事国イギリスは同意したのであるが、他方、トルコは、裁判所の勧告的意見を要請する必要はなく、裁判所の勧告的意見はローザンヌ条約に基づくトルコの権利に何ら影響を与えるものではないし、右の条約に基づく理事会の役割を変更するものではないとの見解を示した。⁽²⁰⁾ このトルコの態度は勧告的意見要請に否定的であったが、結局、それにもかかわらず理事会は勧告的意見要請を決定した。⁽²¹⁾

理事会による勧告的意見要請は、裁判所によってトルコにも通知され、これにたいしてトルコ政府は若干の文書を公式に裁判所に送付したが、それとともに、トルコ外相は裁判所書記にあてて次のような電文を送った。それは、理事会によ

って諮問された問題は明らかに政治的性格のものであり、法律的解释の主題を構成しえないものであるとして、裁判所の審理のために代表を派遣する意思はないことを示したものであった。²⁸⁾

右のような経緯において、紛争当事国トルコの同意の存否はどのように判断されるか。トルコの示した態度、すなわち、勧告的意見要請にたいする否定的態度、問題は政治的なものであって法律的解释の主題たりうるものではないという主張、裁判所に関連の文書を提供するに際しての留保、勧告的意見によって何ら影響をうけるものではないといった主張などから判断すれば、トルコが連盟理事会による勧告的意見要請に全面的な同意を与えたと理解することは決してできない。だが、逆に、トルコが同意——少なくとも黙示的な同意——を与えたかどうかは不明確である。この点に関連して、もし裁判所が勧告的手続を進めるにあたり、紛争当事国トルコの同意の欠如に何らかの効果を示したのであれば、そのような同意が与えられたかどうかを確定せざるをえなかったであろうが、しかし裁判所はこの点に触れていない。²⁹⁾

いづれにしても、裁判所は、トルコの同意の存否については何らの判断を示すことなく、勧告的意見を与えた。ただ、本件の場合と前記の「東部カレリアの地位に関する件」の場合とを比較し、裁判所の勧告的権限に関連して次のことが考慮されるべきである。それは、本件の場合、諮問事項は紛争の実質に触れるものではなく、理事会の権限・役割に関するものであったという判断である。³⁰⁾ すなわち、本件の場合、理事会は勧告的意見要請の主題に関連する問題を正當に処理しうる権限を有し、勧告的意見を要請することができたといえる。したがって、裁判所は、紛争当事国トルコの同意の存否にかかわらず、換言すれば、紛争当事国の一方の単なる不参加は、裁判所が勧告的権限行使を拒絶する理由をなさない³¹⁾との判断から、理事会によって付託された問題について勧告的意見を与えうるとの立場をとったものと解される。³²⁾

(1) 田畑茂二郎「国際法講義下」(一九七二年)六一頁参照。

(2) この点に関連して、ド・ビッシェは次のように述べる。すなわち、「裁判所の勧告的意見は、単に、紛争の若干の法律的問題点について理事会によって裁判所に付託される問題にたいする回答であり、理事会に与えられる。…裁判所に関係諸国が参加するが、

- 少なくとも原則的には、本来の意味での「た専門用語のうえでの当事者 (des parties au sens propre et technique du terme) と同じものではない、単に情報提供者 (des informateurs) と類するものではない。意見の要請手続 (la procédure d'avis) は、法律上、意見の要請機關による理事會をなすに展開される」。Ch. De Visscher, *Les Avis Consultatifs de la Cour Permanente de Justice Internationale*, Académie de Droit International, *Recueil des Cours*, Tome 26 I (1929), p. 26.
- (30) PCIJ Series B, No. 5. 牧田「國際法例研究」三三三頁以下參照。
- (4) PCIJ Series B, No. 5. pp. 27—28. 牧田「前掲書」二四一—二四二頁。
- (5) *League of Nations Official Journal*, No. 2 (1922), pp. 104—105.
- (6) *Ibid.*, pp. 107—108.
- (7) *League of Nations Official Journal*, No. 3 (1923), pp. 221—222, 343—344.
- (8) *League of Nations Official Journal*, No. 6 (1923), pp. 577—578.
- (9) Cf. K. J. Keith, *op. cit.*, p. 92.
- (10) M. O. Hudson, *op. cit.*, p. 447. and Cf. M. O. Hudson, *Les Avis Consultatifs de la Cour Permanente de Justice Internationale*, *Recueil des Cours*, Tome 8 III (1925), pp. 369—371.
- (11) ちなみに、ネグレスコは、「一九二三年七月二三日に裁判所によつて与えられた意見はきわめて重要である。それは、裁判所が勧告的意見を与えるに際して裁判所の司法的性格の原則 (le principe du caractère judiciaire de la Cour) をたゞい宣言したからであり、勧告的機能が争訟的機能と同様な条件におつて行使されたからである」(D. Negulesco, *op. cit.*, p. 19).
- (12) 例えは、この点に関連して、グレイツは次のように述べる。ソヴェエトが連盟理事會の措置を拒絶したという状況において、裁判所は「自己の同意なくして、國家が他の國家との紛争を調停や仲裁裁判あるいはその他のいかなる種の平和的解決にも付託することを強制されない」という基本原則から逸脱しえないと判断したが、裁判所がこの声明の解釈をどの程度広く意図したかを決定す

ることは困難であるとする。そして、右の点について二つの捉え方が可能であるとして、「裁判所の意見の實質的要素は、連盟の加盟国でないロシアが紛争に介入する理事会の権限したがって裁判所の委任権限を全く承認しなかったという事実にあったのか、それとも、實質的要素は『被告』国の手続参加拒否にあったのか」と述べ、「その後の諸事例にかんがみれば、理事会の権限が直接伴う場合、裁判所は手続にたいする当事国の『同意』を関係ないものとみなした故に、前者のほうが多分より妥当な考え方であろう」と言う。そしてさらに、「他の有力な理由」として判示された点に関して、「裁判所が当事国間の現実の紛争に回答するについては、連盟理事会が有権であるか、当事国自身が裁判所の意見付与を黙認したまたは実際に同意しなければ裁判所が回答しえない」という点を通じて、裁判所によって与えられたこの最後の理由ははじめに示された『同意』原則の外延にすぎないと解される」と述べ、D. W. Greig, *The Advisory Jurisdiction of the International Court and the Settlement of Disputes between States*, I. C. L. Q., Vol. 15 (1966), pp. 333—334, 右の点については「付随意見 obiter」にしかすぎないという捉え方を示された。Cf. K. J. Keith, *op. cit.*, pp. 94—97.

(13) PCIJ Series B, No. 12. 横田「前掲書」三三四頁以下参照。

(14) *League of Nations Official Journal*, 1924, p. 1465.

(15) *Ibid.*, p. 1292.

(16) *Ibid.*, p. 1318.

(17) *Ibid.*, pp. 1337—1339.

(18) *League of Nations Official Journal*, 1925, p. 1382.

(19) *Ibid.*, pp. 1378—1379.

(20) *Ibid.*, pp. 1379—1382.

(21) この点について、トドソンは次のように述べる。「記録では全く明らかでないが、紛争当事国の一方の同意を得ることなく紛争を処理する理事会の権限に関して、理事会が勧告的意見を要請する権限をもつという先例になったと思われる」と。M. O. Hudson, *The Fourth Year of the Permanent Court of International Justice*, A. J. I. L., Vol. 20 (1926), p. 22.

(22) PCIJ Series B, No. 12, pp. 8—9.

(23) K. J. Keith, *op. cit.*, p. 99.

(24) この点について「審理されている問題は、当事国の一方が手続から離れているという点で…東部カレリア問題と類似するが、本件における状況は明らかに異なる。何故ならば、裁判所に提起された問題は事件の実質についてではなく理事会の権限について付託されたものであり、それについて理事会は正当に処理し、法律的問題点について裁判所の意見を疑いなく求めることができた」という見解が裁判所によって示されたと判断される。PCIJ Series E, No. 2, p. 164.

(25) D. W. Greig, *op. cit.*, p. 337.

(26) Cf. Ch. De Visser, *op. cit.*, p. 33 ; D. Negulesco, *op. cit.*, p. 21 ; Q. Wright, *The Mosul Dispute*, A. J. I. L., Vol. 20 (1926), p. 462 ; K. J. Keith, *op. cit.*, pp. 100—101.

㊦ 小 結

一 勧告的意見制度が国際的レベルにおいて導入せられ、常設国際司法裁判所の設立とともに同裁判所の権限の一つとして採用されたことは、国際紛争や国際的諸問題の平和的処理体系においてどのような意義を有するものであったか。沿革的には、勧告的意見制度は主に英米法系諸国における国内司法制度にその起源をもつが、⁽¹⁾国際法社会と国内法社会とはその本質的な社会的構造や社会的関係において決して同一視されうるものではなく、またその法構造、法体系、法主体などの点からもその基盤を異にする側面をもつことから、国際的レベルにおける勧告的意見制度は、国内的レベルでの勧告的意見制度を範とするものであったが、それを無媒介的に導入したものではない。このことは、常設国際司法裁判所の勧告的権限に関連する諸規定の起草過程における論議、そしてまた、裁判所の実践において明らかにされるであろう。⁽²⁾

国際的レベルにおける勧告的意見制度は、常設国際司法裁判所に裁判外の権限として勧告的権限を付与することによつ

てその基礎が設定され、その制度化と裁判所の実践によって確固たるものとせられた。国際的レベルにおける勧告的意見制度もしくは常設国際司法裁判所の勧告的権限に関する理念や原則については、裁判所の勧告的権限に関連する諸規定の起草過程において種々に論議せられた。それに関連する主要な点は、裁判所の勧告的権限と司法裁判所たる地位との関係、勧告的意見の性質もしくは法的効果、裁判所による勧告的意見付与は義務的なものか許容的なものか、勧告的意見要請の主題（諮問事項）の性質・内容はいかに設定されるか、などの点であった。これらの諸点は、真の意味での常設の国際裁判所、とりわけ司法裁判所たる常設国際司法裁判所の司法的性格をいかに保障すべきか、また別の観点からすれば、国際紛争平和的処理体系において常設国際司法裁判所およびその役割をいかに位置づけるか、とりわけ、裁判外の権限としての勧告的権限をどのようなものとして設定するかといった問題と密接に関連するものであり、その関連において裁判所の勧告的権限に関する理念や原則について論議が展開された。

裁判所の勧告的権限に関連して最も考慮すべきは、裁判所の司法的地位や司法的機能との関係をいかに把握するかという点である。この点に関連して、裁判所の勧告的権限は裁判所の司法裁判所たる地位およびそれに基づく機能と両立しないものであるといった論議が関連諸規定の起草過程において顕著であったことが想起される。このような論議は、すでにみきたように、例えば、ムーアのメモランダム³⁾によって示され、司法裁判所は本質的に司法機関であることから本来のその機能は争訟機能であって、裁判所が法的拘束力を欠く勧告的意見を与えるよう義務づけられたりすることは司法裁判所を「調停裁判所」よりも劣った地位におくことになるであろう、といった懸念が表明された。したがって、勧告的権限に関連する諸規定の起草過程においては、裁判所の司法的任務もしくは司法的機能と勧告的権限もしくは勧告的機能とをいかに調和させるかという観点から、勧告的権限に関する理念や原則を設定するとともに、制度化の作業が進められた。その所産は、裁判所の勧告的権限および勧告的権限行使において、裁判所の司法的性格を保障するための手続上・管轄権上の諸規定の設定にみられ、また、裁判所の司法機関としての独立性の確保、すなわち、連盟の諸機関とくに総会や理事

会といった政治的機関に従属する形での単なる「リーガル・アドバイザー」としての地位におかれぬ措置が講じられたことである。このことは、裁判所の実践、勧告的権限行使の実際の態様がいかなるものであったかについてみることによって、検証されうるであらう。

二 それでは、常設国際司法裁判所による勧告的権限行使の実態はどのようなものであったか。すでに述べてきたように、勧告的意見要請の主題は、その実質的基盤において、第一次大戦後の国際社会における政治的・経済的・社会的諸問題に關連するものであり、その多くは諸国間の利害の対立に起因する現実の紛争にかかわるものであった。これらの諸問題の平和的処理は、第一次大戦後の国際社会における一般国際機構として設立せられた国際連盟による紛争処理の重要な課題でもあった。したがって、裁判所による勧告的権限行使もしくは勧告的機能は、連盟規約に規定せられた国際紛争平和的処理体系の一環として、あるいはまた、国際連盟による紛争処理機能に密接に關連するものとして把握することができよう。だが、この点に關して考慮すべきは、裁判所による勧告的権限行使はあくまでも司法機關としての活動であり、諮問機關すなわち連盟理事会の単なるリーガル・アドバイザーとしての活動ではなかったということである。つまり、裁判所による勧告的権限行使は、連盟理事会における国際紛争や国際的諸問題の処理を促進する効果をもったが、それは裁判所と理事会との対等な協力關係に基づく作用であり、決して従属的な關係によるものではなかった。裁判所の司法機關としての機能は、勧告的権限行使においても原則的なものとして展開せられたのである。

裁判所の司法的性格や司法的任務は、すでに検討してきたように、勧告的権限行使に際しても保持せられた。それは、勧告的の手續を進めるに際しての裁判所の審理手續、管轄権の面においてみられる点である。裁判所の勧告的権限の行使は義務的ではなく、許容的である。したがって、勧告的意見要請の主題の性質・内容にかんがみて、その勧告的意見の要請に應じて裁判所はその勧告的権限を行使しうるかどうか、あるいはその主題が勧告的管轄権に属するか否かについて疑問のある場合には、裁判所は自由裁量によって勧告的権限もしくは勧告的管轄権の確定を行ないうる。かくして、裁判所

は、いくつかの事件に関する審理手続を進めるに際して、管轄権確定権限 (compétence de la compétence) の行使によって司法的裁量に基づく管轄権の確定を行なった。⁽⁶⁾ また、裁判所の構成の面においても、裁判所の実践のうえで、勧告的意見要請の主題が諸国間の現実の紛争に関するものである場合、勧告的手続においても、争訟手続におけると同様な意味での「当事者」が存在するという判断から、勧告的手続へのアド・ホック裁判官の参加に関する制度が設けられ(一九二七年の改正規則第七一条二項)、実際、若干の事件の処理においてアド・ホック裁判官が手続に参加した。このように、裁判所による勧告的権限行使において、裁判所の司法的性格に基づく手続が展開され、それはまた、「勧告的手続の争訟手続への同化」(assimilation of advisory to contentious procedure)あるいは勧告的機能の「判決機能への接近」⁽⁷⁾といった側面をもつものとして把握されうる。

三 さらに、裁判所による勧告的権限行使の実態についてみると、次の点をも考慮に入れなければならない。すなわち、常設国際司法裁判所による勧告的機能は、国際紛争や国際的諸問題の処理過程においていかなる機能を有するか。換言すれば、当該問題の処理過程において、裁判所の勧告的意見はいかなる権威や効果をもつものであったか。このような点は、いわゆる post-advisory phase における問題であり、ある意味では、裁判所の勧告的権限あるは勧告的権限行使に関する検討には直接には無関係であると考えられるかもしれない。しかしながら、常設国際司法裁判所による勧告的権限行使あるいは勧告的機能は、前述のように、国際紛争や国際的諸問題の平和的処理の過程において重要な機能を有する。また、国際的レベルにおける勧告的意見制度の導入に際して、消極的論議の根拠の一つは、勧告的意見が法的拘束力を有しないものであり、どの程度有用性をもつかどうかについて懸念する点にあった。これらの事情にかんがみても、右の点について検討することは決して看過されえないといえよう。

国際紛争や国際的諸問題の処理における裁判所の勧告的機能、換言すれば当該問題の処理における勧告的意見の実際的効果については、結論的には、「勧告的意見が拘束力を有しない」という見解は、実際的であるよりもより理論上のもので

ある」⁽⁹⁾といった捉え方によって示されるように、実際の具体的諸事件の処理過程においてその実質的な意義は評価される。実際、常設国際司法裁判所によって与えられた勧告的意見の受容状況からみて、当該問題の処理における勧告的意見の実効的効果は決して少なくなかった。⁽¹⁰⁾ このような点については、本章では個別的に検討して言及しなかったが、より詳しくは、最後の章において総括的な観点から検討するときに併せて検討することにした。

四 国際的レベルにおける勧告的意見制度の導入、その具体化に際しての常設国際司法裁判所の勧告的権限に関する諸規定の起草過程は、理念や原則の確立のうえからも、決して容易に進展したのではなかった。しかし、起草過程において設定せられた勧告的意見制度は、裁判所の実践、すなわち具体的な諸事件の実際の処理に際しての裁判所による勧告的権限行使の過程において確固たるものとせられ、それに伴って、当初設定せられた枠組も徐々に改革されてきたのである。

常設国際司法裁判所は、一九四〇年五月にドイツ軍のオランダ侵入によってその活動を中断せざるをえない悲運に遭遇したが、一九二二年以来の一八年間の活動期間中の裁判所による勧告的権限行使あるいは勧告的機能の貴重な経験は、さらに、第二次大戦後、国際連合の主要な司法機関として設立せられた国際司法裁判所の勧告的権限に継承された。常設国際司法裁判所による勧告的権限行使の実質的意義は国際司法裁判所の勧告的権限行使と関連して検討し、対比することによって一層明らかになるであろう。

(1) 拙稿「国際司法裁判所の勧告的権限—その成立過程と実態—」鹿兒島大法学論集第六巻二号、五三一—六〇頁参照。

(2) Cf. L. M. Goodrich, *The Nature of the Advisory Opinions of the Permanent Court of International Justice*, A. J. I. L., Vol. 32 (1938), pp. 755—758.

(3) *The question of advisory opinions*, Memorandum by Mr. Moore, February 18th, 1922, PCIJ Series D, No. 2, p. 383.

說

論

- (4) M. O. Hudson, *The Permanent Court of International Justice*, 1934, p. 466.
- (5) K. J. Keith, *op. cit.*, pp. 144—145.
- (6) Cf. Ibrahim F. I. Shihata, *The power of the International Court to determine its own jurisdiction*, 1965, pp. 42—46.
- (7) M. O. Hudson, *op. cit.*, pp. 452—453.
- (8) 杉原高嶺、前掲論文八八一—〇九頁參照。
- (9) PCIJ Series E, No. 4, p. 76.
- (10) Cf. M. O. Hudson, *op. cit.*, pp. 457—467 ; L. M. Goodrich, *op. cit.*, pp. 748—754.